

証券コード 6899

2023年6月6日

株 主 各 位

静岡県浜松市南区米津町2804番地

ASTI株式会社

代表取締役社長 波多野淳彦

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.asti.co.jp/ir/stockholder/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6899/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ASTI」又は「コード」に当社証券コード「6899」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時まで議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6899/>



[インターネットによる議決権行使の場合]

5頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、議案に対する賛否を前頁に記載の行使期限までにご入力ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁に記載の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時）
2. 場 所 静岡県浜松市南区米津町2804番地
A S T I 株式会社 本社6階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日のご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ◎新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

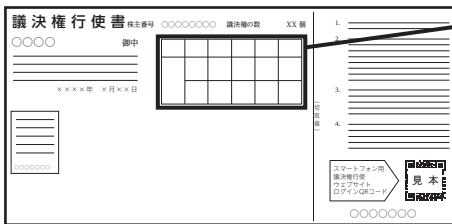


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月22日（木曜日） 午後5時入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月22日（木曜日） 午後5時到着分まで</p>	 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年6月23日（金曜日） 午前10時（受付開始予定：午前9時）</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票

○ ○ ○ ○ ○ 印中

× × × × 年 × 月 × × 日

1. 2. 3. 4.

インターネット地
議事総会
の受付
ロビー
見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

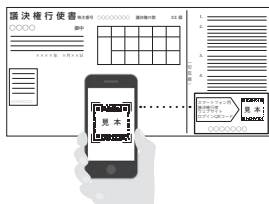
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

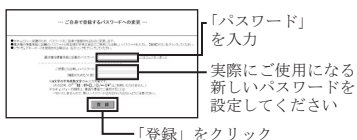
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行による生産への影響はかなり緩和されてまいりましたが、ウクライナ情勢を起点とした世界経済の分断、半導体を始めとした重要部品の入手困難、世界的な金融引き締めの影響による円安の進行及び物価上昇など、製造業を取り巻く経済環境には厳しいものがありました。

当社グループといたしましては、受注に対する誠実な生産を第一とし、納期遵守、良品生産を旨とした事業運営を行ってまいりました。

当社グループの納入先企業の好調な販売に支えられ、当連結会計年度の業績は、売上高は64,883百万円（前期比10.4%増）となりましたが、原材料の高騰、急激な円安による製造原価の上昇、流通網の混乱による臨時的な航空貨物の利用などによりコストが嵩み、営業利益は1,894百万円（同573.6%増）と過去最高を更新したものの、売上高営業利益率は3%を割り込む状況となりました。経常利益は、円安による海外子会社の負債の評価減を主な要因とする為替差益194百万円があり、こちらも過去最高の2,095百万円（同149.3%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は1,512百万円（同115.2%増）となりました。

[事業別売上高]

事業内容	第 59 期 (2022年3月期)		第 60 期 (2023年3月期)		前 期 比
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
車 載 電 装 品	17,155百万円	29.2%	18,117百万円	27.9%	5.6%増
民 生 産 業 機 器	19,864百万円	33.8%	21,599百万円	33.3%	8.7%増
ワ イ ヤ ー ハ ー ネ ス	21,658百万円	36.8%	25,081百万円	38.7%	15.8%増
そ の 他	112百万円	0.2%	85百万円	0.1%	24.4%減
合 計	58,790百万円	100.0%	64,883百万円	100.0%	10.4%増

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、5,193百万円であります。

国内におきまして11年ぶりとなります新工場（浜松工場）の建設にかかる投資3,512百万円が大きな割合を占めております。新工場は、太陽光発電設備の設置とグリーン電力の利用により、製造工程におけるCO₂の排出が全くないゼロエミッション工場として、第61期より稼働いたします。

海外におきましては、前期にベトナムにおいて課された新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としての工場の生産制限措置を教訓に、新たにフィリピン・パタンガス州にBCP対応の拠点として、ASTI MANUFACTURING PHILIPPINES INC. を設立いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新株又は社債の発行による資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境については、急激な円安による原材料価格の高騰、地球環境問題を背景とした四輪車・二輪車の電動化への急速な動きなど、刻々と変化をしております。また、従来、世界的なサプライチェーンの構築、在庫の圧縮が企業経営の基本とされてきましたが、コロナ禍、ウクライナ危機を経て、サプライチェーンの短縮、適正在庫の保有に重点が移ってまいりました。当社グループとしては、BCP（事業継続計画）の強化を最重点項目として取り組んでおり、第61期からは、国内新工場及びフィリピン工場を本格的に稼働し、強靱な供給体制を構築してまいります。

変動する経済環境の中で、今後、成長を続けていくためには需要の変化を機敏にとらえ、生産の重点を変えていく必要があります。これらに対応すべく中期経営計画（2021年度～2025年度）では次の4分野を重点的に強化しております。

第1に「低炭素社会の実現に資する電子ユニット」です。地球環境問題を背景として世界的な脱炭素化の流れが加速しています。四輪車・二輪車は急速に電動化しています。従来培ってきた充電器、インバータ、DCDCコンバータの開発・生産技術を強化し、自社技術による製品受注を拡大していきます。日本における人材不足に対応するため、ベトナム・ダナン、インド・ハリアナの2拠点にR&D部門を設置しております。

第2に「重要電子機器をつなぐワイヤーハーネス」です。従来、ベトナム・ホーチミン工場における生産が主力でしたが、BCPを考慮し、新しくフィリピンでの生産体制を構築いたしました。

第3に「新規事業」です。従来、研究開発を行ってきた、メディカル関連製品、超音波関連製品の開発・生産を着実に進めてまいります。

第4に「海外における受注生産事業」です。新規受注商材の生産を着実に行うとともに品質管理体制を強化し、新たな受注拡大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 57 期 (2020年3月期)	第 58 期 (2021年3月期)	第 59 期 (2022年3月期)	第 60 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	45,496	45,213	58,790	64,883
経 常 利 益 (百万円)	1,005	1,381	840	2,095
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	543	1,390	702	1,512
1株当たり当期純利益 (円)	173.88	444.83	224.85	483.89
総 資 産 (百万円)	30,252	34,733	42,751	46,357
純 資 産 (百万円)	16,269	17,938	19,276	21,104
1株当たり純資産額 (円)	5,199.31	5,733.53	6,159.92	6,745.65

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	841,000千インドルピー	98.2%	車載電装品の製造販売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI INDIA PRIVATE LIMITED	750,000千インドルピー	99.9%	車載電装品の製造販売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION	8,000千米ドル	100.0%	車載電装品の製造販売 民生産業機器の製造販売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI ELECTRONICS CORPORATION	5,000千米ドル	100.0%	車載電装品の製造販売 民生産業機器の製造販売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION	20,000百万ベトナムドン	100.0%	研究開発、製品設計、生産設備設計
杭州雅士迪電子有限公司	625,000千円	100.0%	民生産業機器の製造販売
浙江雅士迪電子有限公司	9,150千米ドル	100.0%	車載電装品の製造販売 ワイヤーハーネスの製造販売
ASTI MANUFACTURING PHILIPPINES INC.	100,000千フィリピンペソ	99.9%	ワイヤーハーネスの製造販売

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 2022年4月20日に、ASTI MANUFACTURING PHILIPPINES INC. を設立いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	主要な製品
車載電装品	各種電子制御ユニット エアコン制御システム コーナーセンサ
民生産業機器	洗濯機用・食器洗浄機用電子制御基板 通信用スイッチユニット 産業用ロボットコントローラ基板
ワイヤーハーネス	四輪・二輪用ワイヤーハーネス 船舶用ワイヤーハーネス

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

	主 要 拠 点	所 在 地
当 社	本 社 工 場	静 岡 県 浜 松 市
	浜 松 工 場	静 岡 県 浜 松 市
	都 田 工 場	静 岡 県 浜 松 市
	掛 川 工 場	静 岡 県 掛 川 市
	袋 井 工 場	静 岡 県 袋 井 市
	磐 田 工 場	静 岡 県 磐 田 市
子 会 社	ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリアナ州
	ASTI INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国グジャラート州
	ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
	ASTI ELECTRONICS CORPORATION	ベトナム社会主義共和国ビンズオン省
	ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION	ベトナム社会主義共和国ダナン市
	杭 州 雅 士 迪 電 子 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 浙 江 省
	浙 江 雅 士 迪 電 子 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 浙 江 省
	ASTI MANUFACTURING PHILIPPINES INC.	フィリピン共和国バタンガス州

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
車載電装品	869名	109名
民生産業機器	524名	△90名
ワイヤーハーネス	2,892名	△163名
その他	39名	4名
全社(共通)	38名	△15名
計	4,362名	△155名

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員等は含んでおりません。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員減少の主な理由は、外注への生産移管等に伴い、ベトナム子会社における社内生産量が減少したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
649名	19名

- (注) 従業員数には、当社から社外への出向者(24名)を除いております。
なお、従業員数には、臨時従業員、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社名古屋銀行	3,854百万円
株式会社静岡銀行	3,562百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,174百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,417,006株（自己株式 290,910株を含む。）
- (3) 株主数 1,654名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック フアード (ブリンシパル オール セクター サブポートフォリオ)	258,254株	8.3%
A S T I 共 栄 会	235,811株	7.5%
A S T I 従 業 員 持 株 会	212,070株	6.8%
株 式 会 社 S B I 証 券	90,476株	2.9%
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	79,200株	2.5%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	78,800株	2.5%
株 式 会 社 静 岡 銀 行	72,000株	2.3%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	62,240株	2.0%
浜 松 磐 田 信 用 金 庫	54,080株	1.7%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	50,300株	1.6%

- (注) 1. 当社は、自己株式を290,910株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	波多野 淳彦	経営本部長兼新規事業部長
取 締 役	原 一 隆	開発事業部長
取 締 役	深 田 弘 文	ハーネス事業部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	百 鬼 直 樹	
取 締 役 (監査等委員)	宮 木 啓 治	株式会社エンビプロ・ホールディングス 社外取締役 医療法人 社団 祥和会大川病院 理事
取 締 役 (監査等委員)	捻 橋 かおり	辻巻総合法律事務所 弁護士 株式会社ACSL 社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	鶴 飼 裕 之	学校法人東邦学園 理事 学校法人東邦学園 愛知東邦大学 学長 株式会社トーエネック 社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)宮木啓治氏、捻橋かおり氏及び鶴飼裕之氏は、社外取締役であり、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(常勤監査等委員)百鬼直樹氏は、過去に経理業務に携わり、内部監査室長としての経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、百鬼直樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。
2022年6月24日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、取締役鈴木伸和氏は任期満了により退任いたしました。
4. 捻橋かおり氏の戸籍上の氏名は家田かおりであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての取締役（監査等委員）と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、全ての取締役（監査等委員）とも、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、被保険者の範囲を取締役とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約に係る保険料については、特約部分も含め全額当社にて負担しております。

ただし、被保険者が違法に利益または便宜の供与を得たこと、犯罪行為または法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても填補されません。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定方法

取締役の報酬等の決定方針は、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえて、取締役会において決定しております。

ロ. 当該決定方針の内容

基本的な考え方

- ・代表取締役及び事業部長を兼務する取締役に対しては、月額固定報酬及び業績連動報酬を支給する。
- ・監査等委員である取締役及び取締役相談役に対しては、月額固定報酬を支給する。
- ・月額固定報酬については、正社員の月額平均賃金の6倍以内とする。
- ・業績連動報酬については、その支給額が月額固定報酬の年間合計額を超えない水準にする。
- ・業績連動報酬については、連結営業利益の0.1%に役位別乗数を掛けたものとし、定時株主総会終了後に支給する。

役位別乗数

役	位	乗	数		
取	締	役	社	長	6
取	締	役	6		

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の個人別の報酬額については、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、指名・報酬委員会が審議を行います。取締役（監査等委員を除く）の個人別報酬については、取締役会の決議により授権された指名・報酬委員会が決定し、取締役（監査等委員）の個人別報酬については、監査等委員の協議により決定しております。

権限を委任している理由は、当社は取締役会のもとにその決議・諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置することにより、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するためであります。

なお、指名・報酬委員会は、取締役会が指名した取締役（過半数は独立社外取締役）で構成されております。当事業年度において指名・報酬委員会は4回開催されており、各委員の出席状況は以下のとおりです。

氏名	地位	出席回数
波多野淳彦	代表取締役社長	4回
宮木 啓治	社外取締役（監査等委員）	4回
捻橋かおり	社外取締役（監査等委員）	4回
鶴飼 裕之	社外取締役（監査等委員）	4回

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

取締役の報酬額については、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた検討を行ったうえで決定していることから、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	81 (-)	54 (-)	26 (-)	- (-)	4 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	34 (18)	34 (18)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 （うち社外取締役）	115 (18)	88 (18)	26 (-)	- (-)	8 (3)

- (注) 1. 法人税法第34条第1項第3号イに規定する「当該事業年度の利益の状況を示す指標」は、「連結営業利益」としております。当該指標を選択した理由は、営業利益が最も本業における目標達成度を判断するうえで重要と考えているからであります。
2. 算出に当たり使用する「連結営業利益」は当該業績連動報酬を損金経理する前の金額としております。
なお、当連結会計年度に係る業績連動報酬は、業績連動報酬損金経理前の連結営業利益1,924,976千円を算定の基礎としております。
3. 各取締役への支給金額については、1万円未満切捨てとしております。
4. 当社は役員の報酬総額について、取締役（監査等委員を除く）については年額200百万円以内、取締役（監査等委員）については年額50百万円以内とする旨、2019年6月21日開催の第56回定時株主総会において決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名、取締役（監査等委員）の員数は4名（うち社外取締役3名）です。
5. 上記には、2022年6月24日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）宮木啓治氏は、株式会社エンビプロ・ホールディングスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

同氏は、医療法人 社団 祥和会大川病院の理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）捻橋かおり氏は、辻巻総合法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

同氏は、株式会社A C S Lの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）鶴飼裕之氏は、学校法人東邦学園の理事及び学校法人東邦学園愛知東邦大学の学長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

同氏は、株式会社トーエネックの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係 該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員) 宮 木 啓 治	<p>当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査等委員会13回全てに出席いたしました。グローバルな視点で幅広い経営戦略に関する知識と経験を有しており、その観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役(監査等委員) 梶 橋 か お り	<p>当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査等委員会13回全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役(監査等委員) 鵜 飼 裕 之	<p>当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査等委員会13回全てに出席いたしました。大学組織の経営経験、長年にわたる学識経験者としての貴重な経験と幅広い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

- ④ 当社親会社等又は当該親会社等の子会社等から当事業年度において役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社である、ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED、ASTI INDIA PRIVATE LIMITED、ASTI ELECTRONICS HANOI CORPORATION、ASTI ELECTRONICS CORPORATION、ASTI RESEARCH AND DEVELOPMENT VIETNAM CORPORATION、杭州雅士迪電子有限公司、浙江雅士迪電子有限公司、ASTI MANUFACTURING PHILIPPINES INC. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、コンプライアンス体制に関する社内規程に基づき、取締役及び従業員が法令及び定款並びに当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
 - ② リスク管理・コンプライアンス委員会を設け、当社グループにおけるコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に取締役及び従業員教育等を行う。
 - ③ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査しリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は経営に係るリスクについては取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報を、社内規程に従い文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、法令及び社内規程に従って適切に保存及び管理する。
 - ② 取締役は、必要に応じ文書等を閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理・コンプライアンス規程に基づき、当社又は当社子会社において発生しうるリスクに適切に対応するため、組織単位毎にリスク管理責任者を置き、部門のリスク管理業務を統括する。
 - ② 内部監査室は、リスク管理責任者と連携し、各部門のリスク管理状況の監査を実施する。
 - ③ リスク管理責任者及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を定期的にリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は経営に係るリスクについては取締役会及び監査等委員会に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 社内規程等により、取締役の業務分担を定め、責任分野を明確にし、効率的に職務を執行する。
 - ② 経営会議を設置し、取締役会から権限委譲された事項に関して審議を行い、迅速な意思決定を行う。
 - ③ 指名・報酬委員会を設置し、役員の指名・報酬に関する客観性、公平性を担保する。
 - ④ 全社的な経営目標達成に向けて、各部門が実施すべき具体的な事業計画及び数値目標を含めた効率的な達成方法を十分な協議のなされた後に取締役会にて決定し、その決定内容を取締役会・社員全員が共有する。
 - ⑤ 業務執行取締役が月次の業績検討会及び業務報告書にてその進捗状況を点検・精査し、効率化の阻害要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高める。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループは、相互に独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、統一された経営理念と基本戦略を共有する。
 - ② 社内規程に基づき、当社子会社管理主管部署は、効率的に経営目的を達成できるよう子会社を管理指導する。
 - ③ 当社の事業方針のもと、重要な当社子会社案件については、当社にて稟議又は取締役会等の承認を要する。
 - ④ 内部監査室は、定期又は臨時に子会社の現地監査を行い、リスク管理及びコンプライアンス体制を監視する。
 - ⑤ 当社の取締役等と当社子会社の取締役等は、定期的に会議を開催し、子会社状況の報告及び課題の検討等を行う。
 - ⑥ 重要な子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を実施する。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、内部監査室をはじめとした従業員の中から若干名の適任者を置く（監査等委員会を補助すべき取締役

は置かない。)。

- ② 監査等委員会よりその職務の補助を要請された使用人は、その要請に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上長の指揮命令を受けない。
 - ③ 使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- (7) その他の当該監査等委員会設置会社の監査等委員への報告に関する体制
- ① 監査等委員は重要な会議に出席し、意見を述べる。
 - ② 監査等委員は重要書類を閲覧し、監査等委員の要請に応じて取締役及び従業員は必要な説明及び報告を行う。
 - ③ 取締役及び従業員は、当社に関係する組織的又は個人的法令違反行為もしくはそれに類する不正行為等を発見したときは、速やかに監査等委員会へ報告する。
 - ④ 当社子会社の監査役は、当該子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたときは、当社監査等委員会へ報告しグループ全体の業務の適正を図る。
 - ⑤ 内部監査室は、監査の結果を定期的に適切な方法により監査等委員会に報告する。
- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 社内規程において、従業員等が監査等委員会に直接通報を行うことができることを定め、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員又は監査等委員会が社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど職務の遂行に伴う費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - ② 内部監査室は、日常業務全般について定期的に往査を実施し、監査等委員会とも連携して統制活動全般において監視機能の強化を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のとおり運用を行っております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組み

行動指針やコンプライアンスに関する社内規程を制定し、周知徹底を図るとともに社内研修を実施し、コンプライアンスに関する意識向上を図っております。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査し、リスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は期末に開催した取締役会に報告しております。

反社会的勢力に関する社内規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するよう啓蒙を行っております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組み

取締役会議事録や関連資料など職務執行に係る情報については、社内規程に従い適切に保管し、必要に応じて閲覧できるように保存及び管理を行っております。

- (3) 損失の危険の管理に関する取組み

組織単位毎に管理責任者を設置し、リスク管理・コンプライアンス委員会を5回開催して、全社横断的な取組みを行っております。

内部監査室は、各部門のリスク管理状況の監査を実施しております。

リスク管理責任者は、各部門のリスク管理状況を定期的にリスク管理・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は期末に開催した取締役会に報告しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組み

取締役会を12回開催し、経営方針、事業計画、重要な投資・事業案件の審議を行っております。

経営会議を24回開催し、取締役会から権限委譲された事項に関して迅速な意思決定を行っております。

指名・報酬委員会を4回開催し、役員の指名・報酬に関する客観性、公平性を担保しております。

月次で業績検討会を開催し、経営方針の伝達、事業計画の進捗状況の確認を行っております。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための取組み

内部監査室は、年度計画に従って当社各部門及び子会社の監査を35回行

い、リスク管理及びコンプライアンス体制を監視しております。

子会社の重要な経営事項に関して、当社の経営会議又は取締役会等で承認を行っております。

月次ですべての子会社から業務報告を受け、WEB会議により業況や事業計画の進捗状況の確認を行っております。

すべての子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

(6) 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組み

常勤監査等委員は、経営会議その他重要会議に出席し、意見を述べております。

常勤監査等委員は、稟議書その他重要書類を閲覧し、必要に応じて説明及び報告を求め、その結果を監査等委員会に報告しております。

内部監査室は、内部監査の結果を年2回監査等委員会に報告しております。

内部通報制度を設置し、監査等委員長を通報窓口として運用を行っております。

監査等委員の職務執行に掛かる費用は、監査等委員会からの提案に基づいて予算に組み込まれて、適切に執行されております。

監査等委員は、代表取締役社長及び業務執行役員と情報交換を行う他、監査法人と意見交換会を行っております。

(注) 本事業報告の金額の記載につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	28,868,449	流 動 負 債	14,916,660
現金及び預金	2,838,153	支払手形及び買掛金	4,967,952
受取手形及び売掛金	8,208,078	短期借入金	6,834,602
電子記録債権	1,559,730	リース債務	80,497
商品及び製品	1,867,560	未払金	1,708,294
仕掛品	1,261,546	未払法人税等	541,024
原材料及び貯蔵品	11,682,847	賞与引当金	550,935
未収入金	1,004,969	製品保証引当金	12,993
その他	446,141	その他	220,362
貸倒引当金	△577	固 定 負 債	10,335,995
固 定 資 産	17,488,984	長期借入金	10,044,082
有 形 固 定 資 産	15,332,592	繰延税金負債	16,336
建物及び構築物	7,663,249	退職給付に係る負債	126,303
機械装置及び運搬具	3,829,987	リース債務	76,885
工具、器具及び備品	485,795	その他	72,387
土地	2,790,748	負 債 合 計	25,252,656
リース資産	143,000	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	419,811	株 主 資 本	19,487,583
無 形 固 定 資 産	858,006	資本金	2,476,232
投 資 そ の 他 の 資 産	1,298,384	資本剰余金	2,640,082
投資有価証券	645,125	利益剰余金	14,789,076
繰延税金資産	420,137	自己株式	△417,807
その他	235,121	その他の包括利益累計額	1,599,961
貸倒引当金	△2,000	その他有価証券評価差額金	340,063
資 産 合 計	46,357,433	為替換算調整勘定	1,259,898
		非 支 配 株 主 持 分	17,231
		純 資 産 合 計	21,104,777
		負 債 純 資 産 合 計	46,357,433

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	64,883,613
売上原価	58,495,237
売上総利益	6,388,375
販売費及び一般管理費	4,494,336
営業利益	1,894,038
営業外収益	409,374
受取利息及び配当金	41,765
為替差益	194,956
補助金収入	56,425
受取保険金	51,632
その他	64,594
営業外費用	208,115
支払利息	116,041
棚卸資産廃棄損	35,456
その他	56,617
経常利益	2,095,297
特別利益	3,570
固定資産売却益	2,603
投資有価証券売却益	966
特別損失	25,556
固定資産処分損	25,556
税金等調整前当期純利益	2,073,312
法人税、住民税及び事業税	665,463
法人税等調整額	△102,864
当期純利益	1,510,712
非支配株主に帰属する当期純損失	2,010
親会社株主に帰属する当期純利益	1,512,723

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,476,232	2,640,082	13,401,402	△417,495	18,100,221
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△125,049		△125,049
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,512,723		1,512,723
自 己 株 式 の 取 得				△312	△312
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,387,674	△312	1,387,362
当 期 末 残 高	2,476,232	2,640,082	14,789,076	△417,807	19,487,583

	その他の包括利益累計額			非支配株主分 持	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 計		
当 期 首 残 高	317,530	839,627	1,157,157	19,124	19,276,503
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△125,049
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,512,723
自 己 株 式 の 取 得					△312
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	22,533	420,271	442,804	△1,892	440,911
連結会計年度中の変動額合計	22,533	420,271	442,804	△1,892	1,828,273
当 期 末 残 高	340,063	1,259,898	1,599,961	17,231	21,104,777

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,649,473	流動負債	10,852,952
現金及び預金	773,757	買掛金	2,531,504
売掛金	6,021,543	短期借入金	3,900,000
電子記録債権	1,559,730	1年内返済予定の長期借入金	2,521,273
商品及び製品	1,173,360	リース債務	19,409
仕掛品	792,661	未払金	933,909
原材料及び貯蔵品	5,335,269	未払費用	73,546
前払費用	63,326	未払法人税等	336,758
未収入金	1,312,826	前受金	23,305
その他	617,847	預り金	18,129
貸倒引当金	△849	賞与引当金	465,787
固定資産	18,811,980	製品保証引当金	12,993
有形固定資産	9,039,505	その他	16,334
建物	4,666,947	固定負債	9,976,212
構築物	259,111	長期借入金	9,939,056
機械及び装置	1,116,549	リース債務	37,156
車両運搬具	3,216	負債合計	20,829,164
工具、器具及び備品	297,870	純資産の部	
土地	2,442,267	株主資本	15,292,225
リース資産	50,942	資本金	2,476,232
建設仮勘定	202,599	資本剰余金	2,675,056
無形固定資産	139,457	資本準備金	2,675,056
借地権	11,041	利益剰余金	10,558,745
ソフトウェア	114,520	利益準備金	50,146
ソフトウェア仮勘定	13,091	その他利益剰余金	10,508,598
その他	802	固定資産圧縮積立金	21,744
投資その他の資産	9,633,017	別途積立金	5,640,000
投資有価証券	645,125	繰越利益剰余金	4,846,854
関係会社株式	1,711,152	自己株式	△417,807
出資	60	評価・換算差額等	340,063
関係会社出資金	2,677,884	その他有価証券評価差額金	340,063
関係会社長期貸付金	4,013,379	純資産合計	15,632,289
差入保証金	15,671	負債純資産合計	36,461,453
保険積立金	179,277		
繰延税金資産	390,443		
その他の	2,485		
貸倒引当金	△2,462		
資産合計	36,461,453		

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	39,230,396
売 上 原 価	35,076,110
売 上 総 利 益	4,154,285
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,883,139
営 業 利 益	1,271,145
営 業 外 収 益	431,392
受 取 利 息 及 び 配 当 金	333,991
為 替 差 益	40
助 成 金 収 入	3,626
補 助 金 収 入	2,937
受 取 保 険 金	51,632
そ の 他	39,163
営 業 外 費 用	113,886
支 払 利 息	61,072
支 払 補 償 費	43,124
そ の 他	9,690
経 常 利 益	1,588,651
特 別 利 益	1,502
固 定 資 産 売 却 益	535
投 資 有 価 証 券 売 却 益	966
特 別 損 失	10,452
固 定 資 産 処 分 損	1,390
固 定 資 産 売 却 損	9,062
税 引 前 当 期 純 利 益	1,579,700
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	392,562
法 人 税 等 調 整 額	△79,619
当 期 純 利 益	1,266,758

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					固定資産圧 縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,476,232	2,675,056	2,675,056	50,146	21,744	5,640,000	3,705,145	9,417,036	△417,495	14,150,829
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△125,049	△125,049		△125,049
当期純利益							1,266,758	1,266,758		1,266,758
自己株式の取得									△312	△312
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,141,708	1,141,708	△312	1,141,396
当 期 末 残 高	2,476,232	2,675,056	2,675,056	50,146	21,744	5,640,000	4,846,854	10,558,745	△417,807	15,292,225

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	317,530	317,530	14,468,359
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△125,049
当期純利益			1,266,758
自己株式の取得			△312
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	22,533	22,533	22,533
事業年度中の変動額合計	22,533	22,533	1,163,929
当 期 末 残 高	340,063	340,063	15,632,289

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

A S T I 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

浜 松 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 田 中 勝 也

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 岡 本 周 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、A S T I 株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A S T I 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚

偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

A S T I 株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

浜 松 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 田 中 勝 也

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 岡 本 周 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、A S T I株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽

表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年 5月12日

A S T I 株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	百 鬼 直 樹 ⑩
監査等委員	宮 木 啓 治 ⑩
監査等委員	捻 橋 かおり ⑩
監査等委員	鶉 飼 裕 之 ⑩

(注) 監査等委員 宮木啓治、捻橋かおり及び鶉飼裕之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金90円
配当総額 281,348,640円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の提案に基づき、取締役会で決定したものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はたの あつ ひこ 波多野 淳 彦 (1962年1月21日)	1985年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省 2008年7月 在中国日本大使館公使 2012年7月 経済産業省貿易経済協力局審議官 2013年6月 国際協力銀行執行役員 2015年7月 経済産業省中部経済産業局長 2018年1月 当社入社 2018年3月 当社企画本部長 2018年6月 当社常務取締役企画本部長兼開発本部長 2018年10月 当社常務取締役経営本部長兼新規事業部長 2020年10月 当社代表取締役社長兼経営本部長兼新規事業部長（現任）	6,400株
【取締役候補者とした理由】 波多野淳彦氏は、経済産業省時代の豊富な行政経験と知見を有するとともに、海外での経験も多く有しております。当社グループが今後も持続的な成長を果たしていくうえで、その豊富な経験と知見が経営に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	はら かず たか 原 一 隆 (1964年1月1日)	2003年1月 当社入社 2014年12月 当社技術開発部長 2017年4月 当社電子機器事業部長 2017年6月 当社取締役電子機器事業部長 2018年10月 当社取締役開発事業部長（現任）	5,600株
【取締役候補者とした理由】 原一隆氏は、入社以来技術部門に携わり、技術分野における高い能力と専門性を有しております。当社グループが今後も持続的な成長を果たしていくうえで、これまでの技術部門での経験を活かすことにより当社グループの企業価値向上のために貢献できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ふか だ ひろ ふみ 深 田 弘 文 (1963年11月26日)	1986年4月 当社入社 2000年4月 当社竜洋工場（現磐田工場）工場長 2005年7月 当社浅羽工場（現袋井工場）工場長 2010年12月 ASTI ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED社長 2015年10月 当社掛川工場工場長 2018年6月 当社執行役員掛川工場工場長 2019年2月 当社執行役員ハーネス事業部長 2020年6月 当社取締役ハーネス事業部長（現任）	3,400株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>深田弘文氏は入社後、営業部門、製造部門及び海外子会社のトップとして広範囲な業務を体験し、この間に得られた貴重な知見とスポーツマンとして培われた指導力や豊かな人間性がこれからの企業運営に必要な人材であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任議案について、指名・報酬委員会（監査等委員である社外取締役3名全員が出席）での議論を確認し、慎重に検討を行いました。

その結果、各候補者は適任であると判断いたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	な きり なお き 百 鬼 直 樹 (1962年8月26日)	1987年4月 当社入社 2003年4月 当社総務部長 2008年4月 当社企画室長 2009年7月 当社総務部長 2014年4月 当社企画部長 2016年4月 当社内部監査室長 2017年6月 当社常勤監査役 2019年6月 当社取締役（常勤監査等委員） (現任)	8,400株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 百鬼直樹氏は、入社以来主に経理・総務関連業務に携わり、内部監査室長としての経験を通して、内部統制、監査業務に精通しており、2017年6月からは当社監査役に就任し、監査役としての職責を果たしてまいりました。今後も当社グループのコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。</p>			
2	ね じ は し 捻 橋 か お り (1976年9月24日)	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 旧渡邊国際法律事務所（現 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所）入所 2006年11月 辻巻総合法律事務所入所（現任） 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員） (現任) 2023年3月 株式会社ACSL 社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 辻巻総合法律事務所 弁護士 株式会社ACSL 社外取締役（監査等委員）	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 捻橋かおり氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社の監査等に活かしてコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。 また、捻橋かおり氏には、国際弁護士としての豊富な経験から、特に海外案件についての適切な助言をいただくことを期待しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	う かい ひろ ゆき 鶴 飼 裕 之 (1954年3月5日)	2005年4月 国立大学法人名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授 2010年4月 国立大学法人名古屋工業大学 副学 長 兼同大学院工学研究科 教授 2014年4月 国立大学法人名古屋工業大学 学長 2020年4月 学校法人東邦学園愛知東邦大学 副 学長 兼経営学部 教授 学校法人東邦学園 理事 (現任) 2021年4月 学校法人東邦学園愛知東邦大学 学 長 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2022年6月 株式会社トーエネック 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 学校法人東邦学園 理事 学校法人東邦学園 愛知東邦大学 学長 株式会社トーエネック 社外取締役	300株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】</p> <p>鶴飼裕之氏は、名古屋工業大学教授及び学長として、日本のものづくりを支える多くのエンジニアの教育に携わるとともに、大学組織の経営経験も有しておられます。これらの経験を当社の企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p> <p>また、鶴飼裕之氏には、当社の技術レベルの向上、海外の大学との連携、組織マネジメントなど様々な場面における適切な助言をいただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※4	くりはらひろし 栗原博 (1953年9月12日)	1978年4月 富士ゼロックス株式会社(現富士フイルムビジネスソリューション株式会社)入社	—
		2004年10月 同社執行役員プロダクションサービス事業本部長 2009年6月 同社取締役常務執行役員営業本部長 2014年6月 同社取締役専務執行役員営業事業管理 2015年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 一般社団法人日本テレワーク協会会長(現任) 2021年1月 ギグワークス株式会社 社外取締役(現任) 2021年4月 株式会社ヒューマンライフ 社外取締役(現任) 2023年3月 株式会社サイバーセキュリティクラウド 社外取締役(現任)	
		(重要な兼職の状況) 一般社団法人日本テレワーク協会 会長 ギグワークス株式会社 社外取締役 株式会社ヒューマンライフ 社外取締役 株式会社サイバーセキュリティクラウド 社外取締役	
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割】 栗原博氏は、富士ゼロックス株式会社(現富士フイルムビジネスソリューション株式会社)において代表取締役社長を務められ豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営全般に関する助言がいただけるとともに、当社の企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。 また、栗原博氏には、複数の企業での取締役の経験から、当社の進むべき方向性についての示唆をいただくとともに、様々なマネージメント上の課題について適切な助言をいただくことを期待しております。	

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 捻橋かおり氏、鶴飼裕之氏及び栗原博氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、百鬼直樹氏、捻橋かおり氏及び鶴飼裕之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、百鬼直樹氏、捻橋かおり氏及び鶴飼裕之氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、栗原博氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなりま

す。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、捨橋かおり氏及び鶴飼裕之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、栗原博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 捨橋かおり氏の戸籍上の氏名は家田かおりであります。

【ご参考】

本株主総会後の取締役会の構成及び専門性・経歴等

氏名	役職	企業経営	工場運営	技術・ イノベーション	グローバル	財務・会計	法務・ リスクマネジメント
波多野 淳彦	代表取締役社長	●			●	●	
原 一 隆	取締役			●			
深 田 弘 文	取締役		●				
百 鬼 直 樹	取締役 (常勤監査等委員)					●	
捻 橋 かおり	社外取締役 (監査等委員)						●
鵜 飼 裕 之	社外取締役 (監査等委員)			●			
栗 原 博	社外取締役 (監査等委員)	●			●		

- ※ 1. 第2号、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の経営体制は、上記のとおりとなる予定であります。
2. 上記一覧は、各取締役が有するすべての専門性や経歴等を示すものではありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：ASTI株式会社 本社6階会議室

静岡県浜松市南区米津町2804番地 電話(053)444-5111 (代表)



交通のご案内

- 【バス】 ・ J 浜松駅バスターミナル「6 番のりば」から遠州鉄道バス（4 中田島砂丘行）で約20分（「中田島車庫」バス停で下車 徒歩約15分）
- 【自動車】 ・ 東名高速道路「浜松I.C.」又は「浜松西I.C.」から約30分

《工場見学会のご案内》

株主総会終了後、ご出席の株主様を対象に5月に稼働を開始した浜松工場の見学会を開催いたします。なお、工場見学会の終了時刻（本社帰着）は、16時頃の予定です。また、昼食はご用意させていただきます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/6899/>

